

調査レポート

2010
7

No.168

- 道内経済の動き
- 産学官連携のミスマッチ
- 「期限の利益の喪失とは…」
— 融資取引基本約定書の話



北洋銀行

www.hokuyobank.co.jp

● 目 次 ●

道内経済の動き.....	1
寄稿：産学官連携のミスマッチ.....	4
経営のアドバイス：「期限の利益の喪失とは・・・」 ー融資取引基本約定書の話.....	9
主要経済指標.....	15

道内経済の動き

最近の道内景気は、低水準ながら持ち直している。

需要面をみると、住宅投資は低い水準ではあるが、前年を上回って推移している。輸出は、アジア・北米・中南米向けなどが増加している。設備投資は下げ止まりつつある。個人消費は、耐久消費財の一部に政策効果が続いているが、消費者の節約志向などから弱い動きとなっている。公共投資は、国および地方公共団体の財政面の制約から減少している。

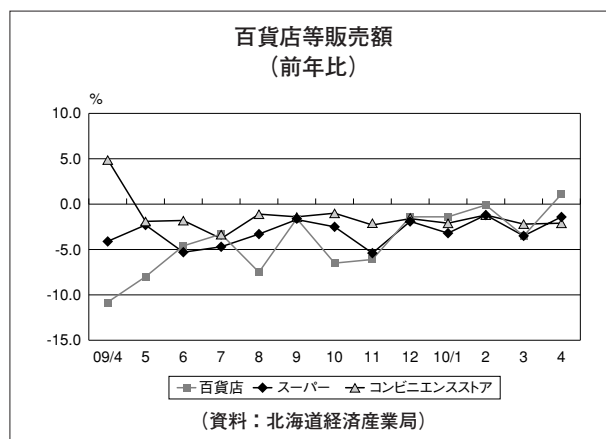
生産活動は、持ち直し傾向にある。雇用情勢は、有効求人倍率・新規求人数ともに前年を上回ってはいるが、依然として厳しい水準である。企業倒産は、件数・負債総額ともに減少した。

①個人消費～弱い動き

4月の大型小売店販売額（既存店ベース、前年比▲0.8%）は、百貨店が2年10ヶ月ぶりに前年を上回ったが、スーパーは依然として前年を下回っている。

百貨店（前年比+1.1%）は、衣料品、身の回り品は前年を下回ったものの、飲食料品、その他の品目が前年を上回った。スーパー（同▲1.4%）は、主力の飲食料品が前年並みとなったものの、衣料品ほかすべての品目が前年を下回った。

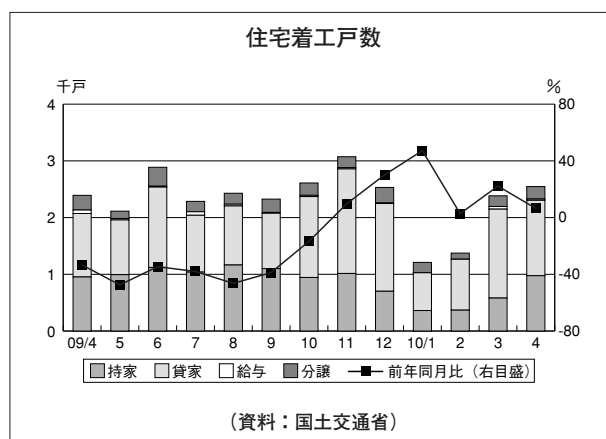
コンビニエンスストア（前年比▲2.1%）は、12ヶ月連続で前年を下回った。



②住宅投資～6ヶ月連続の増加

4月の新設住宅着工戸数は、2,547戸（前年比+6.5%）と6ヶ月連続で前年を上回った。利用関係別では、分譲（同▲15.1%）は減少したものの、持家（同+2.3%）、貸家（同+18.9%）は増加した。

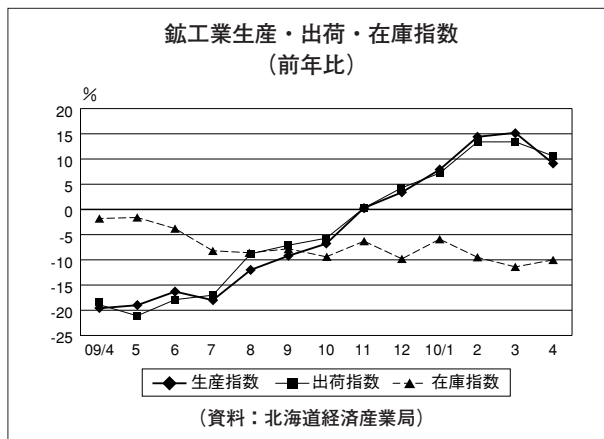
1～4月の着工戸数累計では、7,515戸（前年同期比+15.6%）となり前年を上回った。利用関係別では、分譲（同▲23.8%）が前年を下回り、持家（同+6.5%）、貸家（同+40.5%）が前年を上回った。



③鉱工業生産～前年比6ヶ月連続の上昇

4月の鉱工業生産指数は、前月比+0.3%と2ヶ月ぶりに上昇、前年比では+9.1%と6ヶ月連続の上昇となった。

業種別では、前年に比べ食料品工業や印刷業、窯業・土石製品工業などが低下し、電気機械工業や鉄鋼業、輸送機械工業などが上昇した。

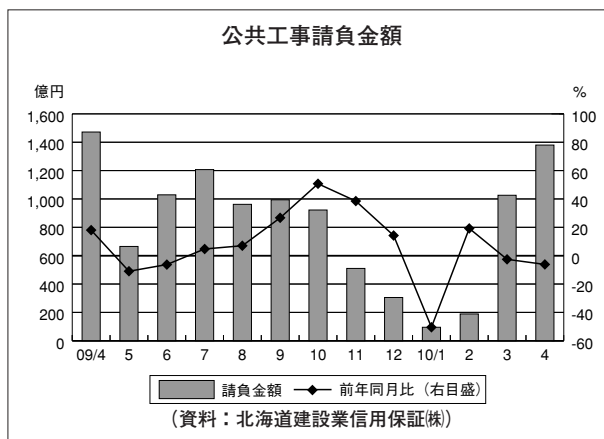


④公共投資～2ヶ月連続の減少

4月の公共工事請負金額は、1,380億円(前年比▲6.2%)と2ヶ月連続して前年を下回った。

発注者別では、市町村(前年比+16.7%)が前年を上回り、国(同▲13.2%)、道(同▲23.1%)が前年を下回った。

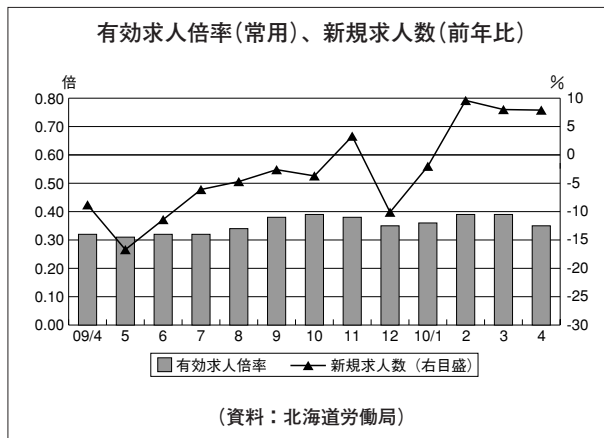
1～4月の累計では請負金額2,690億円(前年同期比▲6.5%)と前年を下回っている。



⑤雇用情勢～厳しい状況

4月の有効求人倍率(パートを含む常用)は0.35倍となり、前月比では0.04ポイントの低下、前年比では0.03ポイント上昇した。前年比は3ヶ月連続の上昇となった。

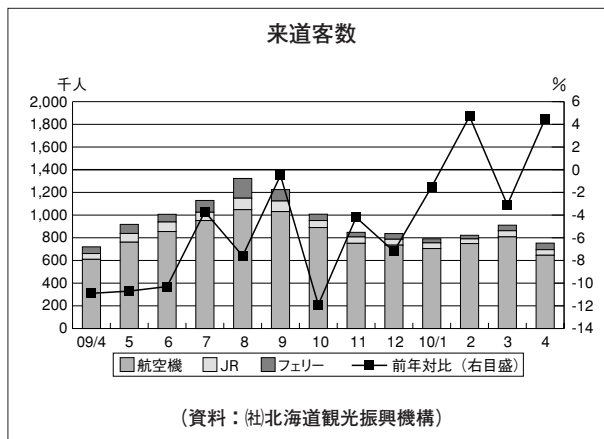
新規求人数は、前年比7.9%増加し3ヶ月連続して前年を上回った。業種別では、サービス業(前年比+9.3%)や医療・福祉(同+6.4%)、卸・小売業(同+8.3%)などが増加し、建設業(同▲8.3%)などが減少した。



⑥来道客数～前年を上回る

4月の来道客数は、752千人（前年比＋4.5％）と2ヶ月ぶりに前年を上回った。東京などからの航空機利用による来道客数が増加した。

1～4月の累計来道客数は3,276千人（前年同期比＋0.9％）と前年並みに推移している。

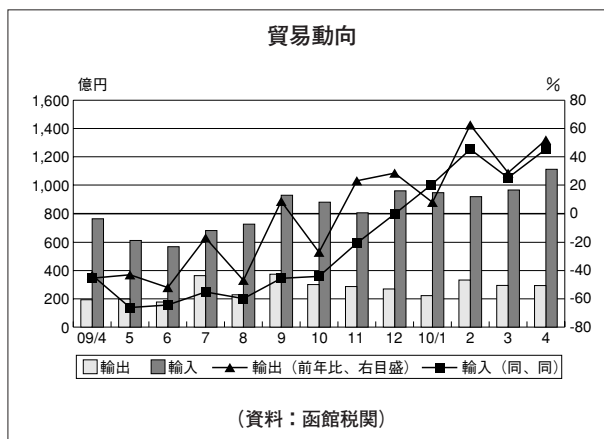


⑦貿易動向～輸出は6ヶ月連続の増加

4月の道内貿易額は、輸出が前年比52.0％増の293億円、輸入が同45.5％増の1,113億円となった。

輸出は、船舶や鉄鋼のくず、建設用・鉱山用機械などが増加し6ヶ月連続で前年を上回った。

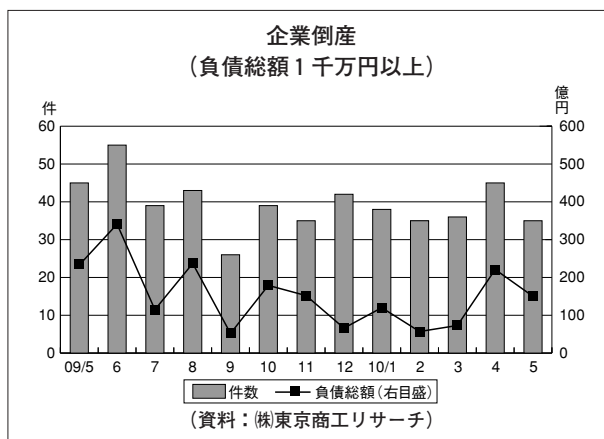
輸入は、原油・粗油や石炭、飼料などが増加し、4ヶ月連続して前年を上回った。



⑧倒産動向～件数、負債総額ともに減少

5月の企業倒産は、件数は35件（前年比▲22.2％）、負債総額は150億円（同▲35.5％）と件数、負債総額ともに前年を下回った。

業種別では、建設業14件、製造業、サービス・他各6件、小売業、運輸業各3件などとなった。



産学官連携のミスマッチ

北海道大学産学連携本部
広域連携室長 末富 弘
(北洋銀行より出向)

インターネットの辞書機能を使い、「ミスマッチ」を検索しました。「釣り合わないこと。釣り合わないもの同士を意図的に組み合わせること」(大辞泉)とありました。

ところで、最近は辞書を引くことが全く無くなりました。若い頃、あれほどお世話になった広辞苑も、今は自宅の書棚の奥でうずもれています。電子辞書が普及しはじめたときには見向きもしなかったのですが、今はパソコンで文書や資料を作るため、どうしても手軽なインターネットの辞書機能を使ってしまいます。小学生の頃、国語辞典で意味を調べた時の辞書の重みや表紙の手触り、独特の紙の香り、知識を求める昂揚感が今はありません。

産学官連携を構成するのは、産業界（企業）、大学そして官庁です。「官庁は各種の法律や規則を作り、企業や大学の活動を管理・監督、あるいは促進する」「大学は学生を教育し、産業界や官庁に供給する」「産業界は大学や官庁に物品やサービスを提供する」、これらの活動は組織本来のものであり、誰も産学官連携とは言いません。

産学官連携とは、極めて大雑把な言い方をすれば、「大学の研究成果を企業が活用して新製品・新サービスを生み出す。それを、官庁が制度面で支援する。目指すところは、産業活性化・地域活性化である」と言うところでしょうか。最近は、産学官連携学なる学術的な分野も出来たようですが、それは産学官連携という行為を研究の対象にするもので、実際に何かを生み出すものではありません。この分野は大学に任せておけばよいでしょう。

私はこの10年間、北洋銀行に籍を置きながら、大学の技術を産業界で活用することを業務とした北海道ティー・エル・オー(株)や北海道大学産学連携本部で、産学官連携に取り組んできました。日本における現在の産学官連携活動は平成10年の法律制定から始まったとすれば、私は北海道における産学連携の歴史とともに歩み、今も深く関わっていると言えます。

私は銀行員で研究や技術を深く理解することは出来ませんが、まがりなりにも10年の経験があります。産学官連携に対する考えも培ってきました。今回は私の10年間の活動で感じた、産学官連携における様々なミスマッチについてお話しします。

1. 大学のミスマッチ

大学の使命は、「教育」「研究」です。最近は殆どの大学が「産学官連携」を、「教育」「研究」に次ぐ第3の使命と位置づけていますが、あくまでも第3の使命なのです。

したがって、大学の教員の評価は、論文の発表や学会での発表によります。これは、昔から続く基準で、今も基本的に変っていません。教員が産学官連携に一生懸命取り組み、たくさんの特許を出願しても、論文発表や学会発表と同じレベルで評価されるのではないのです。

勿論、そのような産学官連携活動を高く評価する大学や、評価を度外視して産学官連携に積極的に取り組む教員が増えてきたことは事実ですが、全体から見るとまだ少数に過ぎません。私は

大学が「教育」「研究」をなおざりにして「産学官連携」に特化すべきであるなどと言うつもりは全くありません。大学の方針が「産学官連携」の一方向を見て、教員全員が基礎研究や教育を捨て事業化研究に取り組むなんてことは、あってはいけないと思います。「世界2位でどうしてだめなのですか？」という言葉が流行りましたが、大学の教員の多くは「自分は世界で最先端の研究に取り組んでいる」というプライドを持っています。だからこそ、例え困難な研究環境や雇用条件であっても耐えられるのです。ここから世界に通じる研究が生まれてくることを絶対に忘れてはなりません。

重要なことは、産学官連携に積極的に取り組んでいる、あるいは取り組もうとしている教員をどう支えるかでしょう。それはやはり、活動環境の充実と教員としての評価方法の変更ではないでしょうか。そして、それを実現するには大学の考え方の変更だけではなく、産業界からのしっかりとした支援が必要でしょう。産学官連携に本気で取り組んでいる教員を、産業界がきちんと評価して支えているのか、あるいは企業が産学官連携の当事者として大学や官庁頼みではなく自主的に取り組んでいるのか、産学官連携が進展しないのを大学だけの責任にしていないか、今一度しっかりと考える必要があると思います。

大学を擁護しているように感じられるかもしれませんが、パートナーのことをよく知ること、産学官連携のみならず連携関係構築の基本です。従来の産学官連携が、お互いに相手に依存する傾向が無きにしも非ずで、そのために円滑な活動が妨げられた事例を多数見てきました。

とにもかくにも、一部の教員は、このような状況でも積極的に産学官連携に取り組んでいます。実際の活動で教員や大学に対する違和感や不満があるかもしれませんが、その教員は間違いなく評価すべき教員であることは是非、理解していただきたいと思います。

2. 産業界のミスマッチ

企業の目的は活動の中で収益をあげて株主や従業員に還元することです。かつては社会への還元と言うこともよく聞きましたが、最近は厳しい経済情勢の下で少しトーンが下がったような気がします。いずれにしても、収益をあげなければ従業員を安定的に雇用し、株主に配当することが出来ないばかりでなく、事業の拡大や新分野進出もままなりません。

産学官連携に取り組む時、多くの企業は、その結果として新たな事業を生み出し、企業の業容拡大、収益拡大につながることを夢想するでしょう。

大学の先端的な研究が画期的な製品やサービスにつながり、企業が急成長した事例は少なくありません。1980年代以降、アメリカが情報通信の分野で圧倒的な強さを発揮できた要因は、シリコンバレーで行われていた産学官連携活動及びそこから生まれたベンチャー企業の活躍によるものです。

日本でもバイオテクノロジーの分野で大学発ベンチャー企業の成功例を聞きます。ただし、アメリカの情報通信系のベンチャーと決定的に異なるのは、アメリカでは最終的に製品（サービス）の開発に至り、世界の市場の多くを占有したことです。日本のバイオベンチャー企業の場合は、製品化に向け、これからいくつかの高いハードルをこえる必要があります。

話がそれましたが、これらの成功例（日本の場合は成功例と言えるか甚だ疑問ですが）の裏には何百倍、何千倍の失敗例があります。表現が適切かどうか分かりませんが、本気で産学官連携に取り組むのであれば、それなりの企業体力と覚悟が必要です。まず、期待した製品やサービスの開発ができるのか保証はありません。製品やサービスが出来上がっても、どのぐらいの売上につながるか分からない場合もあります。また、産学官連携の結果を出すには2、3年では足りない場合が多くあります。この間の研究開発費や人件費はどうするのか、多くの場合は本業に影響が出てくるでしょう。収益を追求する企業としては、どこまでのめりこむのかしっかりと経営判断をしなければなりません。

私は大学の法学部を卒業した文系の人間です。産学官連携の仕事に10年間携わってはいますが、研究や技術を専門的に理解しようとしたことはありません。これは弁解しますが、私がサボって研究や技術を専門的に理解しなかったのではありません。勿論、研究や技術の理解は必要ですが、私の本業は事業化のためのプロジェクトの構築や大学発ベンチャーの経営支援です。これらの活動のために必要なレベルでは勉強をしましたが、それ以上は頭がついていかないと、私の職務を遂行する時間を確保するために過度に研究や技術に首を突っ込みませんでした。

私のような素人が、大学の研究者レベルの先端的な研究を理解することはまず無理です。それよりは、自分の職務を着実に遂行することが、プロジェクトの推進や事業化の進展にはるかに貢献します。産学官連携に関わる企業の経営者もこのような姿勢で取り組むことが必要です。一般的には、技術や研究を高く評価して産学官連携に取り組むのですが、一方で冷静に事業化の可能性や今後の負担等を考えなければなりません。場合によっては、撤退の判断をすることも必要です。これらの判断を下す場合、あまり技術や研究にほれ込んでしまうと、目が曇って経営者としての正確な判断が遅れたり出来なくなったりする例を私は何件も見てきました。経営者は技術者や研究者ではありません。この点は、肝に銘じておく必要があります。

私は道内の多くの企業が技術の高度化や新製品の開発に取り組むことは賛成です、というよりもそのような活動が無ければ企業としての拡大は望めないでしょう。その手段として、つまり自社でやっていてどうしても解決できないところを産学官連携で補う考えなら諸手を挙げて賛成します。この場合は、大学の研究成果がありきではなく、その前に企業としての技術開発や製品開発があり目的が明確だからです。もっとも、この場合のパートナーは大学よりもむしろ公設試験研究機関が相応しいのではないのでしょうか。公設試験研究機関は企業への技術指導や開発支援の専門機関です。道内の企業にとっては、大学よりもはるかにパートナーとして適格です。先程も述べましたが、大学は企業を支援する機関ではなく、そのための設備や人材をたくさん抱えているわけではありません。大学と付き合う場合は直接大学にあたるのではなく、大学のことをよく知った機関を介する事が失敗しないコツです。その機関が企業と大学の通訳や仲人になってくれます。

道内で産学官連携に取り組む機関の一例を紹介します。ご関心があれば、お問い合わせください。

- HoPE（ホープ・Hokkaido Platform Entrance）は、北海道中小企業家同友会と北海道大学先端科学技術共同研究センター（当時）との連携をもとに、北大北キャンパスエリアに広がる道立機関、コラボ北海道（ノーステック財団）、科学技術振興機構研究成果活用プラザ北海道等の産学官連携機能を活用して、21世紀の北海道経済の活性化を目指す産学官連携研究会として平成13年6月に誕生しました。10年間の自立的で積極的な活動は全国的に有名で、「中小企業が主役となり、着実に成果に結び付けるシステムHoPE」として本年5月に第8回産学官連携功労者表彰の経済産業大臣賞を受賞しました。（受賞者はHoPE運営委員長の荒磯恒久北海道大学産学連携本部副本部長・教授、鴨田秀一前HoPE企画委員長、渡辺民嗣HoPE代表世話人の3名）

HoPEの詳細については、以下のURLをご参照ください。

<http://www.hokkaido.doyu.jp/hope/>

電話 011-611-3411 北海道中小企業家同友会 HoPE事務局

- HiNT（ヒント・Hokkaido Intelligent Network Terminal）は、製品開発・新事業創出を行う「企業」、優れた技術や知識を持つ「大学・試験研究機関」、それらを支援する「行政」の連携に関する情報の収集と発信を行う、産学官連携の総合窓口です。

HiNTが行っているサービスは以下のとおりです。

- ・ 産学官連携に関する様々な情報や技術情報の総合窓口
- ・ 一般企業の製品開発・技術開発・研究開発に関する相談
（こんなことできないか、こんな技術はないか、大学・試験研究機関を紹介してほしい等々）
- ・ 打合せや情報収集の場の提供

HiNTの詳細については、以下のURLをご参照ください。

<http://www.hint-sapporo.jp/HINT>

電話 011-219-3359

なお、北海道大学・北見工業大学・酪農学園大学・室蘭工業大学の4大学は、昨年11月企業向けの月刊メールマガジン「北海道広域TLO通信」の配信を開始しました。現在、道内企業を中心に約1,400先に配信しています。内容は、各大学の技術情報、研究者情報、産学官連携関連のイベント情報等で、料金は無料です。

「北海道広域TLO通信」の内容確認や登録は、以下のURLをご利用ください。

<http://www.mcip.hokudai.ac.jp/TLO/>

電話 011-706-9561 北海道大学産学連携本部

3. 雇用のミスマッチ

私は室蘭工業大学の大学院MOT（技術経営）コースで昨年度までの4年間、2単位の授業を担当していました。「財務・金融・ベンチャー支援論」で、企業の財務、国際経済、地域経済、

金融、大学発ベンチャーについて授業を行いました。工学系の大学院生にとってまとまって受講する機会が少ない分野で、受講生の熱心な姿が今でも目に浮かびます。また、受講生の内数人は授業以外にもこの分野の勉強を自主的に行っており、時々鋭い質問を受け、たじたじとなったこともあります。

受講生との会話で就職の話になった時です。この大学は伝統があり、多くの卒業生が道外の大手メーカーに就職しています。受講生に就職先の希望を聞くと、私は当然大手メーカーの名前があがると思い込んでいましたが、思いのほか道内での就職を希望する受講生が多いことにいささか驚きました。ただし、就職先として適当な企業が無いので、道外で就職せざるをえないとのことでした。

私は平成20年に、室蘭工業大学、ノーステック財団、北洋銀行の共同研究で、道内の先端的なものづくり企業10数社を訪問し、現場を見てヒアリングを行いました。各企業の経営者が必ず言うのは、優秀な人材の確保です。道内の工業大学から採用したいのだが、自社は規模も小さく、知名度も低いのでとても来てくれないとの嘆きです。実際、私も札幌のメーカーからある大学の学生を確保するにはどうしたらよいか聞かれました。

大学の中でいろいろと情報収集して出た結論は、まず小規模でよいから大学と共同研究を行ってとは言うことでした。共同研究を行うことにより大学はその企業の技術開発力や特徴を把握することが可能になります。また、企業はその共同研究により教員や学生と関係を構築できます。大学ではなく高専ですが、共同研究先の道内企業にそのまま就職した例もあります。共同研究を通じて学生はその企業をよく知ることが出来るし、企業は学生の個性を知ることが出来ます。学生にとっても、企業にとっても良い方法ではないでしょうか。

以上、取り留めの無い話をしてきましたが、最後にまとめますと、産学官連携は道内の企業が新分野に進出するための大きな武器になります。ただし、取り組むにはそれなりの経営的な見通しと覚悟が必要です。また、大学に対しては、大学の使命が何であるか、また、研究者は最終的に何を求めているかを理解したうえで進めることが重要です。さらに、大学だけではなく、試験研究機関や支援機関の活用も効果的です。

もし、どこに相談したらよいか分からない時は、とりあえず私の勤務する北海道大学産学連携本部（電話011-706-9561）にご連絡ください。

「期限の利益の喪失とは・・・」 ー 融資取引基本約定書の話

金融財政事情研究会研修センター主任講師
(元北洋銀行融資第二部指導役)

高橋 俊樹

「期限の利益の喪失」という用語をご存知ですか。金融機関から借入をしている場合、その返済は期限までに実行すれば良いのですが、借主に一定の事由が生じると期限が直ちに前倒しされ、即時に返済義務が発生することをいいます。なぜ、そんなことが許されるのでしょうか。それは融資取引に係る基本約定書において、借主と金融機関の間で、その旨が事前に合意されているからです。

金融機関と融資取引を始める際には、借主と貸主（金融機関）との間で融資取引の基本約定書を結びます。それは取引金融機関の種別に応じて、「銀行取引約定書」あるいは「信用金庫取引約定書」などと呼ばれていますが、金融機関との反復的な融資取引に包括的に適用される基本的な約定書として位置付けられるものであり、そこでは、融資取引に係る当事者、つまり借主と金融機関の権利と義務が合意されていて、「期限の利益の喪失」条項もそのうちの一つです。

このように重要な基本約定書ですが、その内容をじっくりと吟味する機会は意外に少ないものです。そこで今回は、「期限の利益の喪失」条項を始め「基本約定書」の各条項の中でも重要視される事項について、少し話してみたいと思います。

◆その前に・・・

まず、約定書の形式的な側面などをお話しましょう。

現在の基本約定書のフォームは、各金融機関がそれぞれ制定したものを、取引先ごとに差を設けず一律に用いています。以前は、全国銀行協会連合会が制定した「取引約定書ヒナ型」や、全国信用金庫連合会が発表した「信用金庫取引基本約定書ヒナ型」などを、各金融機関がそのまま採用していましたが、平成12年4月に全国銀行協会が「ヒナ型」を制定しないと発表して以来、各金融機関が自らの判断で自前のフォームを制定しています。しかし結果的には、従前の「ヒナ型」の内容を一部修正したものとなっています。

現在使用されている約定書の大部分は、借主（債務者）と貸主（債権者すなわち金融機関）の双方が、同一書面上に合意の署名をする方式を採用しています。以前の「ヒナ型」が、借主から貸主への一方的な差入れ方式であったことと較べると、借主と貸主が自分の権利と義務の内容を十分納得した上での契約書という性格が、より顕著になったといえます。この点は、英米の Loan agreement の内容に近いものといえるでしょう。

また、従前のヒナ型に設けられていた連帯保証人の欄は廃止されています。このような形式の連帯保証は、保証限度や保証期限の定めを置かない包括根保証契約と呼ばれ、保証人に過度の保証債務負担を強いるものとして批判があったものですが、平成16年の民法改正において「貸金等根保証契約」制度が導入され、包括根保証契約は事実上無効とされました。その結果、保証契約

はすべて別冊の保証書で行われることとされ、基本約定書から外されたものです。仮に従前の旧約定書に包括的な連帯保証がまだ残されていても、現在ではその保証部分は無効とされています。

基本約定書の対象となる融資取引は、反復的、継続的に行われる取引です。したがって、単発的な融資取引である預金担保融資、住宅ローンやその他消費者ローンだけの取引先は、基本約定書の締結対象にはなりません。

また、手形取引に係る特有の条項はすべて基本約定書に盛り込まれているので、手形貸付や手形割引の取引に際しては基本約定書以外の約定書は不要です。手形取引に係る規定としては、①借主名義で振り出された手形や裏書手形、保証手形等を金融機関が第三者取引で取得した場合にも、この基本約定書の適用があること、②手形貸付取引の場合には、金融機関は手形債権または貸金債権いずれの請求権をも有すること、③手形割引取引においては、借主（割引依頼人）につき後述する期限の利益の当然喪失事由が生じた場合は、直ちに全部の割引手形について買戻債務が発生すること、また手形の主債務者が期日に支払わなかったときや当該主債務者につき当然喪失事由が生じたときは、その者が主債務者になっている手形についても買戻債務が生じること、などがあります。

◆「期限の利益の喪失」条項

1. 「期限の利益の喪失」の意味

「期限の利益の喪失」条項（「失期条項」と略します）は、融資取引の基本約定書の中でも極めて重要な合意事項であり、多くの約定書ではその第5条に規定されています。

金銭債権における期限の利益とは、支払期限までは債務者が履行責任を負わないことを意味します。民法412条1項は、債務の履行について確定期限があるときは、債務者はその期限の到来した時から遅滞の責任を負うものとしています。また、期限は債務者の利益のために定めたものと推定するとされています（民法136条1項）。そこで債権者側にとっては、直ちに債務の履行を迫る必要が生じた場合に備え、一定の事由が発生した時に債務者の期限の利益を放棄させることができる特約を、あらかじめ結んでおく必要があります。失期条項はそのための特約であり、期限の利益が喪失される原因となる一定の事由が列举されています。民法137条も、債務者が期限の利益を喪失する事由として、①債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、②債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき、③債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき、の3つを掲げていますが、基本約定書の失期条項ではその範囲を拡げて規定しています。

なお、失期条項は英米のLoan agreementにもAcceleration clauseとして規定されており、わが国だけの商習慣ではありません。

金融機関にとって、借主の債務返済能力が低下し又は近い将来に低下が見込まれ、貸出金等の債権回収が疑わしい状況が発生した場合は、原則として、直ちに借主の期限の利益を喪失させて回収に着手する必要があります。たとえば、借主名義の預金と貸出金を相殺して回収するには、

借主の金融機関に対する預金債権と貸出金債権の支払期限が到来済である必要があります（これを「相殺適状」といいます）、金融機関は債務者として預金債務の期限の利益を放棄し、貸出金債権に係る借主の期限の利益を喪失させ相殺適状を作り出した上で、相殺を行うことになります。ただし期限の利益喪失事由が発生しても、その権限を行使するかどうかは金融機関の判断次第であり、借主と金融機関との協議等があればそれに従うことになるでしょう。

期限の利益が喪失した貸出金等債権の約定期限は失効し、借主は即刻債務履行の義務を負うことになりますが、消滅時効の起算日は期限の利益喪失時点となります。

2. 当然喪失事由

期限の利益喪失事由には、当然喪失事由と請求喪失事由があります。

当然喪失事由とは、金融機関から通知催告等がなくとも当然に期限の利益が喪失される事由のことで、借主に次のような事情が発生すれば期限の利益は失われます。

- ①支払の停止、破産手続・民事再生手続・会社更生手続・特別清算手続の開始申立て
- ②手形交換所の取引停止処分を受けたこと
- ③借主又は保証人の金融機関に対する預金債権等につき、仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が發送されたこと
- ④住所変更を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、金融機関にとり借主の所在が不明になったこと

①では、民法の定める失期事由である「破産手続の開始決定」をそれ以外の法的整理手続にまで拡張、かつ「各手続の開始申立て」を事由としています。旧商法の会社整理手続についてもこの事由として掲げている場合がありますが、同手続は既に廃止されました。これ以外の法的な債務整理手続である調停（特定調停を含む）や和解などは、当然喪失事由とはされていませんが、請求喪失事由には該当する場合があります。また、「支払の停止」とは、期限の到来する債務を継続的、経常的に支払うことができない状態をいい、一時的な資金不足状態は該当しないものとされています。また④については、請求喪失事由としている約定書もあります。

当然喪失事由に該当する場合、失期通知（催告）は要件ではありませんが、その事実を書面に残すため、借主あてに失期した旨の通知をすることが一般的です。

3. 請求喪失事由

請求喪失事由とは、金融機関から借主に対して請求通知をすることによって期限の利益が失われる原因となる事由であり、次のようなものがあげられます。

- ①借主による債務の全部又は一部の履行遅滞
- ②担保目的物についての差押又は競売手続の開始
- ③借主による取引約定違反の発生
- ④保証人の当然喪失事由や請求喪失事由への抵触
- ⑤その他債権保全を要する相当の事由の発生

民法の失期事由の一つである「担保提供義務違反」は③の取引約定違反に包括され、「担保物の毀損・滅失行為」は⑤の債権保全を要する事由に含まれることになります。

全国銀行協会は平成12年の約定書ヒナ型の廃止に際し、金融機関に対して、請求喪失の場合には、喪失事由に該当する事実が形式的に発生したかどうかだけでなく、債権保全の必要性の有無を客観的に判断すべきことに留意するよう促しています。

◆相殺・逆相殺及び弁済金の充当指定

1. 相殺及び逆相殺の意義

基本約定書は、金融機関が貸出金等の債権を借主名義の預金等債務との相殺により回収を図る際の規定を設けています。相殺は金融機関にとって簡便・確実な債権回収手段であり、その利用ニーズは高いものですが、民法では債務者側の債務減殺手段として規定されています。すなわち民法505条1項は、「二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。」としており、基本約定書でもこの趣旨に沿って、借主が自分の借入等の債務を金融機関に対する預金債権と相殺できるとした、いわゆる逆相殺の規定もあわせて設けています。

2. 金融機関による相殺

相殺について基本約定書は、「期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生、求償債務の発生その他の事由によって、借主が金融機関に対する債務を弁済しなければならない場合には、金融機関は、借主の債務と借主の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができる」旨を規定しています。借入債務のほかに、割引手形等の買戻債務や求償債務も相殺対象とされており、債務の弁済期が到来しているならば、預金債権（金融機関側にとっては債務）の期限とは無関係に、いつでも相殺が可能である旨が合意されています。預金債務の期限の利益は金融機関のためにあり、金融機関は必要ならばそれを放棄することができるので（民法136条2項）、貸出債権等の期限が到来済であれば、いつでも相殺適状となります。ただし、期限の利益を放棄することにより相手方の利益を害することはできないので（民法136条2項ただし書）、金融機関は、相殺する預金等債権の利息について、約定利率に基づき計算した相殺日までの利息額を支払う必要があります。

相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする必要があり、金融機関が相殺実行をする場合には、その事実及び内容を遅滞なく借主に通知し相手に伝わっていることが、その成立要件となります（民法506条1項）。

3. 払戻充当

基本約定書は、相殺適状にある場合、金融機関が借主に代わって諸預け金の払戻しを受け、それを債務の弁済に充当することもできる旨を、あわせて規定しています。いわゆる払戻充当の規定であり、この場合には事前の通知及び所定の手続の省略が可能である旨の合意規定も設けられ

ています。ただし、払戻充当後はその結果を借主に通知するものとされています。

4. 借主による相殺（逆相殺）

基本約定書は逆相殺について、「弁済期にある借主の預金その他の債権と金融機関から借入等債務とを、その借入等債務の期限が未到来であっても、（自ら期限の利益を放棄することにより）相殺することができる」旨の規定が設けています。この場合、満期前の割引手形についても、借主（割引依頼人）は手形面記載の金額の買戻債務を負担して相殺を行うことができる旨が、あわせて合意されています。逆相殺の場合には、相殺通知は書面で行うこと、相殺した預金その他の債権の証書や通帳は届出印を押捺して直ちに金融機関に提出することが、あわせて定められています。

相殺や払戻充当、逆相殺の場合、債権債務の利息、割引料、清算金、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとすること、料率・利率等は別途定めがある場合を除いて金融機関の定めるところによること、外国為替相場については金融機関の計算実行時の相場を適用することも合意されています。

5. 弁済金の充当指定

相殺などによる弁済金の充当指定について、基本約定書は特約を設けています。

弁済の充当が問題となる場合とは、借主が金融機関に対して期限到来済の複数個の借入等を有しているが弁済金はその債務全額を消滅させるのに不足する場合がありますが、その場合は、当事者間で充当につき合意がある場合はそれが優先し（合意充当）、合意がないときは債務者による指定充当、その指定がないときは債権者による指定充当、これらの指定がなければ法定充当（民法489条）によることになります。

基本約定書の充当指定の特約は合意充当を目的としたもので、金融機関からの相殺又は払戻充当の場合には、金融機関が適当と認める順序方法により充当し、その結果を借主に通知するものとしています。この場合、借主はその充当に異議を述べることができない旨も、あわせて合意されています。逆相殺の場合には、一義的には借主が指定する順序方法により充当されますが、これによって金融機関側の債権保全上支障が生じるおそれがある場合は、金融機関は遅滞なく異議を述べたうえで、担保・保証の有無、軽重、処分難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込み等を考慮して金融機関の指定する順序方法により、充当することができるものとされています。この場合、金融機関は借主に充当の順序や結果を通知します。また、借主が充当を指定しなかった場合には、金融機関が適当と認める順序方法で充当が行われ、借主はそれに異議を述べることはできないこととされています。

金融機関が充当指定を行う場合には、借主の期限未到来の債務は期限が到来したのものとして、満期前の割引手形については買戻債務を、保証債務については事前の求償債務を借主が負担したのものとして、充当の順序方法を指定することができる旨も、あわせて合意されています。

なお、担保処分による弁済金の充当順序についても、金融機関側が指定できることとされてい

ます。

◆担保・保証の条項

基本約定書は、借主に担保・保証の差入れ義務を課しています。すなわち、担保価値の減少、借主又は保証人の信用不安等、金融機関が債権保全を要すると判断する相当の事由が生じた場合、金融機関の請求に応じて、借主は金融機関へ担保もしくは追加担保を提供し、または保証人を立てもしくはこれを追加する旨が合意されています。この場合、金融機関は担保・保証の差入れ実行までに相当の期間を設ける必要がありますが、担保や保証の内容は金融機関が承認するものでなければなりません。

借主が借入等の債務を履行しなかった場合、金融機関は法定手続又は一般に適当と認められる方法、時期、価格等によって担保を取り立て又は処分して、その取得金から諸費用を差し引いた残額を、金融機関が指定する順序で債務の弁済に充当できることとされています。

さらに、借主が金融機関に対する債務を履行しなかった場合には、金融機関が占有する借主名義の動産、手形、その他の有価証券は、金融機関がこれを取り立て又は処分して、債務の弁済に充当できる旨が合意されています。この条項の取立・処分権限の性質については、約定担保権を認めたものとする説と単に取立・処分権を認めたに過ぎないとする説がありますが、多数説や判例は後者を採用しています。この場合、金融機関が銀行であるときは商事留置権が成立し担保的効力が発生しますが、信用金庫や信用組合においては判例で商人性が否定され商事留置権は生じないとされています。

◆終りに

融資取引の基本約定書は、借主にとって重要な規定が多く含まれており、その意味するところを十分理解しておくことが必要ですが、金融機関側も融資取引の開始時にはその趣旨を詳しく説明すべきものとされています。今般説明した条項以外にも、届出事項の変更に係る届出義務や、財務状況等の報告義務の条項など重要なものがあり、これらについても一度目を通していただくことをお勧めします。

主要経済指標（1）

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)
18年度	103.9	3.0	105.3	4.6	104.7	4.3	105.3	4.3	105.3	0.2	98.6	1.6
19年度	104.2	0.3	108.1	2.7	104.2	△ 0.5	108.7	3.2	105.0	△ 0.3	100.5	1.9
20年度	r 96.1	△ 7.8	94.4	△ 12.7	r 98.2	△ 5.8	95.0	△ 12.6	r 102.5	△ 2.4	95.3	△ 5.2
21年度	r 90.1	△ 6.2	r 86.0	△ 8.9	r 92.7	△ 5.6	r 87.0	△ 8.4	r 90.8	△ 11.4	r 89.6	△ 6.0
21年 1～3月	r 84.1	△ 21.7	74.2	△ 34.6	r 88.8	△ 18.4	75.7	△ 33.5	r 99.8	△ 2.4	100.0	△ 5.2
4～6月	r 85.7	△ 18.3	79.0	△ 27.4	r 86.5	△ 19.3	79.5	△ 27.3	r 97.7	△ 3.8	96.1	△ 10.3
7～9月	r 88.7	△ 13.2	83.2	△ 19.4	r 91.4	△ 11.2	84.1	△ 18.8	r 94.3	△ 7.8	94.4	△ 12.1
10～12月	r 92.4	△ 1.3	88.1	△ 4.3	r 95.2	△ 0.5	89.1	△ 3.3	r 92.8	△ 9.8	93.0	△ 14.6
22年 1～3月	r 94.6	12.5	r 94.3	27.5	r 98.8	11.3	r 95.5	26.5	r 88.4	△ 11.4	r 94.0	△ 6.0
21年 4月	r 84.7	△ 19.6	76.3	△ 31.0	r 86.1	△ 18.9	77.1	△ 30.8	r 98.9	△ 1.8	97.9	△ 7.1
5月	r 86.0	△ 19.0	79.8	△ 29.0	r 86.0	△ 21.1	79.7	△ 29.6	r 99.0	△ 1.6	97.3	△ 8.3
6月	r 86.3	△ 16.3	81.0	△ 22.5	r 87.4	△ 17.9	81.8	△ 21.9	r 97.7	△ 3.8	96.1	△ 10.3
7月	r 87.1	△ 18.0	81.9	△ 22.3	r 89.1	△ 17.0	82.9	△ 21.6	r 94.8	△ 8.2	95.5	△ 10.6
8月	r 89.0	△ 12.0	83.1	△ 18.3	r 91.9	△ 8.8	83.8	△ 18.4	r 94.4	△ 8.6	95.0	△ 10.3
9月	r 90.0	△ 9.2	84.6	△ 17.5	r 93.2	△ 7.1	85.6	△ 16.2	r 94.3	△ 7.8	94.4	△ 12.1
10月	r 90.7	△ 6.8	85.9	△ 14.4	r 94.0	△ 5.7	87.5	△ 12.4	r 92.3	△ 9.4	93.1	△ 14.3
11月	r 93.3	0.3	88.1	△ 2.9	r 95.7	0.3	88.8	△ 2.2	r 94.3	△ 6.3	93.2	△ 14.2
12月	r 93.3	3.4	90.4	6.4	r 96.0	4.3	90.9	6.3	r 92.8	△ 9.8	93.0	△ 14.6
22年 1月	r 95.7	7.9	94.3	18.9	r 99.3	7.2	95.0	20.1	r 94.0	△ 5.9	94.0	△ 12.3
2月	r 96.0	14.4	93.7	31.3	r 100.4	13.4	94.8	29.0	r 90.9	△ 9.5	95.5	△ 7.5
3月	r 92.1	15.2	r 94.8	31.8	r 96.6	13.4	r 96.7	29.9	r 88.4	△ 11.4	r 94.0	△ 6.0
4月	p 92.4	9.1	p 96.0	25.9	p 95.2	10.6	p 98.2	27.3	p 89.0	△ 10.0	p 94.3	△ 3.7
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度、前年同月比は原数値による。
 ■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
18年度	983,656	△ 1.6	211,745	△ 0.9	330,512	△ 2.6	86,108	△ 0.8	653,144	△ 1.1	125,637	△ 1.0
19年度	954,970	△ 2.6	212,525	△ 1.0	309,947	△ 3.5	84,287	△ 0.8	645,022	△ 2.1	128,238	△ 1.1
20年度	933,720	△ 5.6	206,589	△ 4.2	283,317	△ 6.5	78,442	△ 6.7	650,404	△ 5.2	128,147	△ 2.5
21年度	920,855	△ 3.6	r 195,672	△ 6.4	246,086	△ 4.6	70,546	△ 8.6	674,769	△ 3.3	r 125,126	△ 5.1
21年 1～3月	229,060	△ 6.3	49,087	△ 7.2	66,740	△ 8.3	18,114	△ 11.1	162,320	△ 5.4	30,973	△ 4.6
4～6月	226,630	△ 5.1	48,156	△ 6.6	59,554	△ 7.8	16,992	△ 10.8	167,076	△ 3.9	31,165	△ 4.1
7～9月	227,666	△ 3.5	47,999	△ 7.0	62,952	△ 4.1	16,913	△ 9.8	164,713	△ 3.3	31,086	△ 5.4
10～12月	247,467	△ 3.5	52,515	△ 7.0	66,080	△ 4.4	19,753	△ 8.8	181,387	△ 3.2	32,762	△ 5.8
22年 1～3月	219,093	△ 2.5	r 47,001	△ 4.9	57,500	△ 1.8	16,887	△ 4.9	161,593	△ 2.7	r 30,114	△ 4.9
21年 4月	75,101	△ 6.1	15,954	△ 6.7	19,402	△ 10.8	5,611	△ 11.3	55,699	△ 4.1	10,343	△ 3.9
5月	76,677	△ 4.1	16,180	△ 6.4	19,783	△ 8.0	5,589	△ 12.1	56,894	△ 2.4	10,591	△ 3.0
6月	74,852	△ 5.1	16,022	△ 6.8	20,369	△ 4.6	5,792	△ 9.1	54,483	△ 5.3	10,230	△ 5.4
7月	79,920	△ 4.3	17,356	△ 8.4	24,086	△ 3.5	6,730	△ 11.8	55,834	△ 4.7	10,627	△ 6.0
8月	76,023	△ 4.5	15,704	△ 6.8	18,693	△ 7.5	4,995	△ 8.9	57,331	△ 3.3	10,709	△ 5.7
9月	71,722	△ 1.6	14,939	△ 5.6	20,174	△ 1.6	5,189	△ 7.8	51,549	△ 1.7	9,751	△ 4.3
10月	72,835	△ 3.7	15,609	△ 7.2	18,932	△ 6.6	5,584	△ 10.6	53,902	△ 2.5	10,025	△ 5.2
11月	74,575	△ 5.6	16,215	△ 9.7	19,681	△ 6.1	6,117	△ 11.8	54,894	△ 5.4	10,098	△ 8.3
12月	100,057	△ 1.8	20,691	△ 4.6	27,466	△ 1.4	8,052	△ 5.1	72,590	△ 1.9	12,639	△ 4.3
22年 1月	76,989	△ 2.7	17,147	△ 5.7	21,135	△ 1.4	6,209	△ 5.7	55,855	△ 3.2	10,938	△ 5.7
2月	66,132	△ 0.9	14,023	△ 4.0	16,370	△ 0.1	4,763	△ 5.3	49,762	△ 1.2	9,260	△ 3.3
3月	r 75,972	△ 3.5	r 15,831	△ 4.9	19,995	△ 3.5	5,915	△ 3.6	r 55,977	△ 3.5	r 9,916	△ 5.6
4月	p 73,008	△ 0.8	p 15,472	△ 3.6	p 17,519	1.1	p 5,276	△ 3.7	p 55,489	△ 1.4	p 10,196	△ 3.6
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年同月比は既存店ベースによる。
 ■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標（2）

年月	コンビニエンス・ストア販売額				消費者物価指数（総合）				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前 年 同 月比(%)	億円	前 年 同 月比(%)	17年=100	前 年 同 月比(%)	17年=100	前 年 同 月比(%)	円／ドル	月(期)末
18年度	414,921	△ 1.7	74,211	△ 2.0	100.5	0.5	100.2	0.3	116.94	17,288
19年度	408,292	△ 1.6	75,161	△ 0.9	101.1	0.6	100.6	0.3	114.20	12,526
20年度	430,624	4.8	80,556	5.4	102.5	1.4	101.7	1.1	100.46	8,110
21年度	430,922	△ 1.4	79,383	△ 4.2	99.5	△ 3.0	100.0	△ 1.6	92.80	11,090
21年 1～3 月	99,390	4.8	18,927	4.2	100.6	△ 1.2	100.6	△ 0.1	93.59	8,110
4～6 月	106,720	0.2	19,885	1.0	99.8	△ 2.9	100.6	△ 1.0	97.27	9,958
7～9 月	115,393	△ 2.1	20,962	△ 6.3	99.4	△ 4.7	100.3	△ 2.2	93.61	10,133
10～12 月	109,740	△ 1.6	20,034	△ 5.9	99.4	△ 2.9	99.8	△ 2.0	89.68	10,546
22年 1～3 月	99,069	△ 1.9	18,501	△ 5.2	99.2	△ 1.5	99.4	△ 1.2	90.65	11,090
21年 4 月	34,055	4.9	6,513	4.0	100.1	△ 1.6	100.8	△ 0.1	99.00	8,828
5 月	36,540	△ 1.9	6,759	0.8	99.7	△ 3.1	100.6	△ 1.1	96.30	9,523
6 月	36,125	△ 1.8	6,613	△ 1.7	99.7	△ 4.0	100.4	△ 1.8	96.52	9,958
7 月	38,708	△ 3.8	7,156	△ 7.5	99.2	△ 4.7	100.1	△ 2.2	94.50	10,357
8 月	40,059	△ 1.1	7,196	△ 5.6	99.4	△ 5.0	100.4	△ 2.2	94.84	10,493
9 月	36,626	△ 1.4	6,610	△ 5.7	99.6	△ 4.3	100.4	△ 2.2	91.49	10,133
10 月	37,062	△ 1.0	6,739	△ 5.6	99.5	△ 3.9	100.0	△ 2.5	90.29	10,035
11 月	34,754	△ 2.3	6,403	△ 6.4	99.3	△ 2.8	99.8	△ 1.9	89.19	9,346
12 月	37,924	△ 1.6	6,892	△ 5.7	99.4	△ 2.1	99.6	△ 1.7	89.55	10,546
22年 1 月	33,540	△ 2.1	6,199	△ 5.5	99.1	△ 1.7	99.4	△ 1.3	91.16	10,198
2 月	31,031	△ 1.2	5,777	△ 4.9	99.1	△ 1.4	99.3	△ 1.1	90.28	10,126
3 月	34,498	△ 2.2	6,525	△ 5.1	99.3	△ 1.3	99.6	△ 1.1	90.52	11,090
4 月	33,987	△ 2.1	6,438	△ 3.9	99.1	△ 1.0	99.6	△ 1.2	93.38	11,057
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス販売額の前年同月比は既存店ベースによる。

■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
18年度	176,300	△ 5.8	43,780	△ 5.1	77,398	△ 14.6	55,122	9.4	4,557,330	△ 4.2
19年度	169,149	△ 4.1	48,440	10.6	71,557	△ 7.5	49,152	△ 10.8	4,390,344	△ 3.7
20年度	150,123	△ 11.2	39,145	△ 19.2	63,490	△ 11.3	47,488	△ 3.4	3,908,880	△ 11.0
21年度	160,116	6.7	49,078	25.4	66,223	4.3	44,815	△ 5.6	4,175,457	6.8
21年 1～3月	38,728	△ 22.4	9,427	△ 34.2	15,730	△ 24.8	13,571	△ 7.5	1,043,971	△ 23.4
4～6月	36,209	△ 13.5	9,899	△ 10.8	15,539	△ 15.0	10,771	△ 13.5	800,043	△ 17.2
7～9月	41,775	4.3	12,307	11.9	18,279	4.4	11,189	△ 3.1	1,049,923	1.4
10～12月	34,939	18.4	11,258	47.8	14,106	17.8	9,575	△ 3.5	1,029,803	19.3
22年 1～3月	47,193	21.9	15,614	65.6	18,299	16.3	13,280	△ 2.1	1,295,688	24.1
21年 4月	11,533	△ 22.5	2,703	△ 31.3	5,229	△ 24.9	3,601	△ 9.7	236,063	△ 22.8
5月	10,542	△ 14.1	3,202	△ 1.4	4,071	△ 18.1	3,269	△ 19.4	244,595	△ 17.4
6月	14,134	△ 3.7	3,994	2.0	6,239	△ 1.8	3,901	△ 11.6	319,385	△ 12.2
7月	16,447	3.5	4,431	0.3	8,232	9.0	3,784	△ 3.5	372,428	△ 2.8
8月	9,929	2.7	2,877	15.9	3,877	△ 6.6	3,175	4.8	263,523	3.2
9月	15,399	6.3	4,999	21.8	6,170	6.4	4,230	△ 7.8	413,972	4.2
10月	12,423	7.2	3,928	32.1	4,997	5.2	3,498	△ 9.6	339,567	7.8
11月	12,546	24.8	3,845	54.7	5,226	27.2	3,475	0.4	368,721	24.7
12月	9,970	26.8	3,485	61.4	3,883	24.7	2,602	0.4	321,515	27.3
22年 1月	10,281	30.6	3,339	82.2	3,922	25.4	3,020	3.8	319,750	24.9
2月	12,710	22.4	4,175	76.3	4,797	15.3	3,738	△ 3.0	395,601	21.9
3月	24,202	18.2	8,100	55.0	9,580	13.5	6,522	△ 4.2	580,337	25.2
4月	14,795	28.3	4,266	57.8	6,501	24.3	4,028	11.9	298,311	26.4
資料	(注)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

主要経済指標 (3)

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
18年度	49,946	△ 5.8	12,852	2.9	961,122	△10.1	122,838	△ 5.2	127,413	2.0
19年度	42,397	△15.1	10,356	△19.4	883,644	△ 8.1	117,818	△ 4.1	123,640	△ 3.0
20年度	36,050	△15.0	10,392	0.3	858,082	△ 2.9	117,951	0.1	106,168	△14.1
21年度	27,616	△23.4	7,753	△25.4	937,665	9.3	123,776	4.9	8,434	△20.6
21年 1～3月	4,110	△41.9	1,996	△21.4	140,304	18.3	28,338	7.8	23,606	△29.4
4～6月	7,392	△38.6	1,973	△31.9	316,703	2.4	32,131	13.0	20,861	△33.4
7～9月	7,041	△41.4	1,869	△35.8	316,322	11.5	36,888	11.2	20,683	△27.3
10～12月	8,215	4.2	2,046	△20.9	173,689	39.3	29,765	6.3	19,613	△14.0
22年 1～3月	4,968	20.9	1,865	△ 6.6	130,951	△ 6.7	24,992	△11.8	23,180	△ 1.8
21年 4月	2,392	△33.4	662	△32.4	147,242	18.0	13,288	20.5	6,286	△32.8
5月	2,113	△47.5	628	△30.8	66,539	△11.0	7,866	2.5	6,123	△38.3
6月	2,887	△34.6	683	△32.4	102,922	△ 6.3	10,977	12.7	8,452	△29.7
7月	2,286	△38.0	660	△32.1	120,659	4.7	12,511	2.5	5,904	△34.8
8月	2,429	△46.4	597	△38.3	96,239	7.0	10,063	8.7	5,700	△26.5
9月	2,326	△38.8	612	△37.0	99,424	26.7	14,314	22.1	9,079	△22.0
10月	2,610	△16.8	671	△27.1	92,207	50.7	12,665	8.3	5,941	△21.0
11月	3,073	9.7	682	△19.1	50,962	38.5	8,441	△ 0.0	5,775	△20.5
12月	2,532	30.1	693	△15.7	30,520	14.2	8,658	10.3	7,897	△ 1.5
22年 1月	1,210	47.2	650	△ 8.1	9,481	△50.5	5,791	△ 3.8	5,681	△ 1.1
2月	1,374	2.8	565	△ 9.3	18,899	19.2	5,790	△ 8.8	6,431	△ 7.1
3月	2,384	22.2	650	△ 2.4	102,571	△ 2.6	13,411	△16.0	11,068	1.2
4月	2,547	6.5	666	0.6	138,044	△ 6.2	13,278	△ 0.1	6,880	9.4
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)				内閣府	

■船舶・電力を除く民需 (原系列)。

年月	来道客数		有効求人倍率 (常用)		完全失業率		企業倒産件数 (負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同月比(%)	倍 原数値		% 原数値		件	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)
18年度	13,082	3.0	0.53	1.02	5.4	4.1	546	△ 1.6	13,337	1.3
19年度	12,817	△ 2.0	0.51	0.97	5.2	3.8	610	11.7	14,366	7.7
20年度	12,253	△ 4.4	0.43	0.74	5.0	4.1	741	21.5	16,146	12.4
21年度	11,539	△ 5.8	0.35	0.42	5.2	5.2	489	△34.0	14,732	△ 8.8
21年 1～3月	2,528	△ 7.8	0.38	0.58	5.6	4.6	175	4.2	4,215	13.5
4～6月	2,644	△10.6	0.32	0.39	5.4	5.2	156	△16.6	3,954	3.3
7～9月	3,678	△ 4.1	0.35	0.40	5.4	5.4	108	△43.2	3,782	△ 6.2
10～12月	2,693	△ 8.1	0.37	0.42	4.7	5.0	116	△38.6	3,529	△13.2
22年 1～3月	2,523	△ 0.2	0.38	0.46	5.2	5.1	109	△37.7	3,467	△17.7
21年 4月	720	△10.9	0.32	0.42	↑	5.2	56	△24.3	1,329	9.3
5月	917	△10.7	0.31	0.38	5.4	5.2	45	△25.0	1,203	△ 6.7
6月	1,007	△10.3	0.32	0.37	↓	5.2	55	3.7	1,422	7.4
7月	1,129	△ 3.7	0.32	0.38	↑	5.4	39	△45.8	1,386	1.0
8月	1,323	△ 7.6	0.34	0.39	5.4	5.4	43	△25.9	1,241	△ 1.0
9月	1,226	△ 0.5	0.38	0.42	↓	5.5	26	△56.6	1,155	△17.9
10月	1,008	△11.9	0.39	0.42	↑	5.2	39	△32.8	1,261	△11.7
11月	848	△ 4.2	0.38	0.42	4.7	5.0	35	△38.6	1,132	△11.3
12月	837	△ 7.2	0.35	0.43	↓	4.8	42	△43.2	1,136	△16.5
22年 1月	790	△ 1.5	0.36	0.45	↑	4.9	38	△36.7	1,063	△21.8
2月	822	4.7	0.39	0.46	5.2	5.0	35	△30.0	1,090	△17.2
3月	911	△ 3.1	0.39	0.47	↓	5.3	36	△44.6	1,314	△14.5
4月	752	4.5	0.35	0.42	—	5.4	45	△19.6	1,154	△13.1
資料	北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■年度および四半期の数値は月平均値。 ■北海道の年度は暦年値。



調査レポート 2010.7月号 (No.168)
平成22年 (2010年) 6月発行
北洋銀行調査部
札幌市中央区大通西4丁目1番地
郵便番号 060-0042
電話 (011) 261-1311
<http://www.hokuyobank.co.jp>



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙(表紙)古紙配合率70%紙(中面)を
使用しています。